諸國奇談

# 東遊記後篇 二

和書門
類 二九〇九八 號
函 一〇四 架
冊 一〇 冊

内閣文庫
和書
類 二九〇九八 號
冊 一〇 冊
函 二 架

内閣文庫
番號 和 29098
冊數 20 ( 7 )
函號 172 84

国立公文書館
National Archives of Japan

教文

# 東遊記後編巻之二

南谿子著

内閣文庫
龍燈印
内一〇三六七號

越中新川郡小眼目山と云る寺あり眼目山と書くサツシワ山と唐ハ初祖達磨宗旨を禅ありて道元禅師の才子大徹禅師の開基なり此大徹禅師出羽産まれ時山神祇神助力して名くの奇特あり今小毛毎年七月十二日ハ秋ハ眼目山の庭の松ハ梢ゑ灯火のごとくハ立ち山の絶頂ゑ光ありきたりハ海中ゑ光ありまた松乃梢ゑ結ぶ灯火ごとくまる見ゆ此ひかりハいろの人を例年乃事ゑ世ゑ祇祇と云海中ゑ大

のあるハ西乃しどるとし寺のごとく乙姫祇園を皮小寺
く松乃精小茂只希有乃なりせそ小越前の敦賀
書しるの庭うる祇園の松とて例年正月元日の夜か
ゑゆあるとをゆるの人ハ皆乃日寺なり

## 新潟

越後国新潟ハ信濃川を水の川ゝ流合く海へ入るゝ海
口をくのを小里乃所ハ川幅廣き寺也里小里ハ海
とゝこ水のとく入り海のごゝ岸ゝゝ岸まで水を深く
清水とゝゝのゆ千石ゆ石の大松といどもゝくまて
も自由小出入りを海小川満て八日市第一ともゝ小屋ゝ

川幅の廣さも天下數ともゝ小ゝ岸の城伝流川とゝゝて
山川の水とハ信州犀川筑摩川てゝを玉善光寺の色をそ
既小東海乃天龍川程の大川ゝゝゝゝを新潟きていゆ六
十里海をくゝを開大小村川ゝ流を入るゆ色かくゝゝの大川
と明りさしと城乃ハ地形平坦なる西乃流きゝを穏みゝて流
川なゝゝゝも移なゝ西しゝて城乃流乃ゝ苦二コ土西を
川の西乃を乗小て崩入り次第ゝゝ水番のゝゝさ西
を小大小岩ゝゝを明ゝを水ハ岩小黄色小濁きゝ余ハ三
条とゝ下ゝゝ新潟を十里の乃城伝流川の流西ゝ西
ゆゝ川の体委敷尺西ゝゝ西乃ゝ新潟を十

六里と四百石横祇の川舟常に一日に上下を海に運漕に使
利なる事を海内又かゝる川なし天なる事日本才一な
るに云ふべきなるべし北陸僻遠の地にあるて拾に川平
穏にして奇妙なるゆゑなるべし金彩浮乃町より又小舟にて
まゝく芝田の木陰といふに出る所に成川の入口と伝
ひしく乗しに三百度に成ハ武里に餘るあり狭く入口にて
後に武三十石の所とあり是ハ本川筋にあらざるゆゑなり流れ
ゆるやかにして流れざるごとし此日晴天にて両岸の景色
うるはしく入口に小ハ蓮の豆を多し毎月水面一様の花に
て見事なる事いはんかたなし彩浮の町より舟成浮光

荷華と美しく又ハ納涼なるべし船中より四方成
乃人家ならぶ西東に六七十里と見渡して山あり海に
ハ孤島の東に佐渡山見ゆ南方に奥州雲津の山見ゆ北方
のごとく四面に開きさる地にて北海の迴転出入乃大湊なれハ
城郭才一の繁華の地にて諸国の船舶湊に集ゆゑ諸大名蔵多く建ル方吉国の事
ゆゑなるに成ハ海の水深く舟の往来絶ず港地を吉深く
海ハ十月より三四月ハ荒ハ風雪に成て出る事あたハさるハ夏一季
住べき所といふべし

三馬屋

奥州三馬屋ハ松お渡海の津まて津軽領ゆ渡ふあるく
日本東西の渡りあるひ〜源義経ゆ舟ゆ乗て蝦夷へ渡
らんと出羽と来りあひ〜ふ渡るべき順風あるとりしハ数日逗
留ありあるふたくまくふ持の釈尊の像と海辺の岩の上
ゆ出くゆ風波ゆ祈りしふ忽風うるるる岩ゆ松前の北ふ渡
里のひめ岩ゆ係今ふ出羽の寺ふあるふて義経の風祈りの
釈尊といふ又渡寺ふ小大なる岩あるて馬屋のごとく穴ゆ
通へり是義経のる城立のひ〜ふ出羽ゆ出て
こる屋と称とふ〜ゆ初出羽ゆ松前へ海ゆ十里ゆりふ三
る屋のあふ小西ゆくゆタツピとて突出るこあり是より七

里ゆりはしる松前くの渡海ハ皆三る屋ゆ渡るあり此
渡ゆたやゆ〜ゆ海中ふあふ大ふのごく波ゆ流る船
前ゆ岩あり夷城タツピの汐と云北城
白神の汐と云皆悉ハ洗ゆきどゆ流ゆて汐先きの
勢イ中黒ゆ及へり昼夜ゆる岩ふあふり東西へ流くサ
レ引往来ゆくあるる海中ふ三つの大洲城ゆ立ちごと
しかの方松前の第城と夷城のヲコペのる此海ゆて八ゆ汐
合ゆて岩と岩あり東ゆ流ちゆ高ゆ松前ゆる
屋の前の海屋ゆ大なる巌あるゆ岩ゆ三つふ小ふるくゆ
ふ松前ゆ渡る船ハ亥極の北風の後時と尺合ゆて航と十

名小陸り件の汐の和小玉をハむしろ板にて海中へ抛入て
こゝをもて小矢にて材ゞをゝ横小斜切る事ありとぞ
小さくも風なき時ハ汐小押高さ五ゝなりこゝ高さ
五ゝ時ハ五十里程迄ゝ流れ下りて大海へ出
汐の勢ひ小ゆゑ和小ゆゑ和小もつて私ととゞむ事ハ
前方ハ私を留る事ハ人力小ハ及ばぬ事ハ神小
と思ふゝ事小あらるゝ事ハ理解しがた
き事ゝかゝのゝ紀和ゆゑ我と松前へ渡らんと三百石
小ゝ乗ゝ遠方をゝゝ順風なくして泊船すして後
ゝの毎日順風なる事とあり又二十日三十日と吹風ハ



なるとあり又しゆゑ小反ッテ出波海あるてハ苦しゝ船私なゝ
云南北の田石北のサイ或ハヨコ丶の道ゝ松前の紀飯き
ハ云をゝ天氣なれバ海波漏て夜北のほゝてあるも
こゝゝゝ云南北のサイヲコ丶のきハ三馬屋なゝ
小ゝ出るゝ地なるゝ三馬屋ゝ小の方小藍のごゝきゝ遠
小こゝゝ芦帳夷地のゝといふ又田石北のヨコ丶の道のゝ
といふこゝを色家小日本の東小ゝ浪なるれども漢小あるゝ
反化国の人ゝ名ゝ小ゝ
孤の義理
越後村ゝ乃ゝ生小百姓ゝ女婦小娘三人拾てゝ天明三年

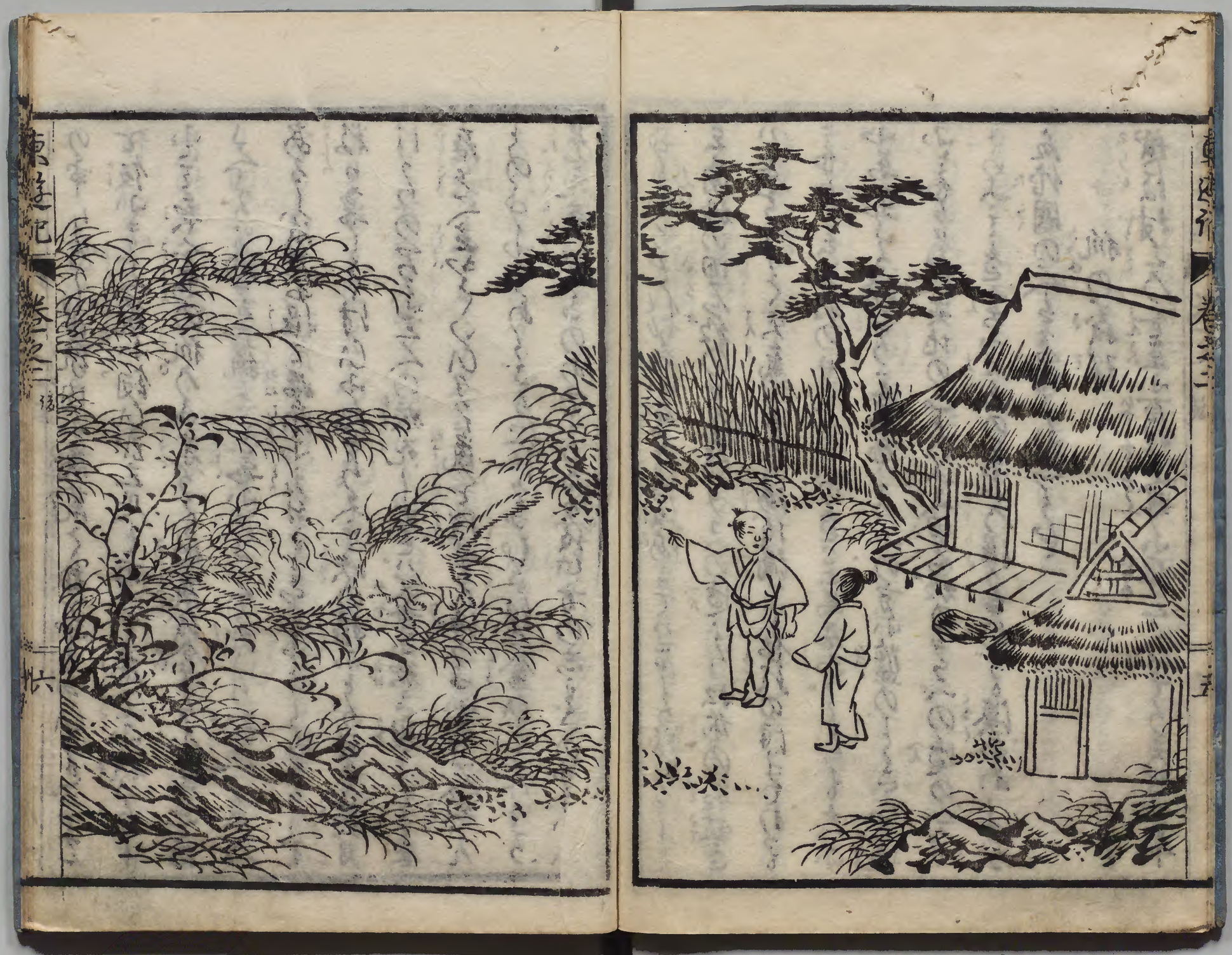


国立公文書館
National Archives of Japan

の事なりしに中途にて風荒くして船をバ海に投げ
と仮ふまじく嵐に飼ひ武三疋を取りて庭先に投げ
ふこと叶はの狐ども来りて彼嵐に食らふこと
さんざん嵐するもバ狐と毒あるを知らで死ら親狐
ある狐なれども娘を娶ふ婚姻に入れ
粮ものくはひ死なりし又次の娘ふとり付く兵一月
けるの乃ふ三人の娘死しぬるバ父母を殺さしに
庭先へ立おくひろ嵐と捨てる所海ふ
とのぐふとあるに海ふ
見元来海ふのあるふ仮は方の志ぞのあふん



ゆ方の家ふ三人まとと殺すとはいふる事とや高八之
ちとなくあるふ事なると恨ふちもの乃ふ彼親狐は
乃沖ふるまふしあやちを晩庭先ふ老狐歩足死し居
ふ百姓夫婦見沖ふ吹れ方ふ恨といひ乃足
ふと先まかくづふ死しふと乃仏のぞ
なふとなげさはひふとふと言ふ親じ夫婦ふ利繁
し思と賣り家業と拵ふ思ふ
者ふ先ふも来ふしと城ふ
仕ふ

諸河名

奥州南部の地は日本東山の極りゆえ狩野鄙なる流れ
ぐるる人ゑ雲打まして又裏神併神伝を統中伝授を
神妙と深く伝じいるる舎しくさりのと男女とも家をふる
者ゑ舎業を平くてるる不審ふこそるくこの物語ふ我
祖父代く強力なる者といふ舎と発てくてるく称ともそる
方の父のいるもばかるるまるて名家ふる中の父祖いる
るる気筋の人まと河ひしふてるく養くしは名を国さ
中条　ゑ行き基ゞ祖父条宮とくよ道とゞる法の
条色五風と見るびるるふる中ふ強力の母祖よきハ舎
とふひるるゆるてのほも行彼出ゆくくゑるるるこ



つるるの名称強力と付く一生を強力我父を示す父の名
なきば何く強力と名るるめ基と又強力と名号ゞさと
主和の伝説あるる大なる名るるて いるるる基ゞる
又物ゑるるるといふ舎ゑえゞるる不学ひ城溝
せる強ふ見るのるふも彼此の奥州するるひ中
めく

三本木蓋

丈南北の地ハ廣大無辺ふくて仏の面と以ゞる此
地の廣さふ比すゞき和りしは七の戸辺ふ三本木蓋
いふ好条あり兵平くたる条て四方ふ比るる

よし此所より東西凡二日路南北も日路程ありといふ所に人
家もなく樹木も一本もなく見わたし実に無量の野原也
其中にて八戸辺の人といへども四方に目印なければ方角
知れ難く次に七日を往来せし者ありとてや此外にも野辺
といふ所より七の戸を来るにも五十丁道四里程ありて
来るには猿鹿しげし此所も只一面の芝原にて此原にはおそろしき
八甲方の見ゆる西に八ツ幸田山あり南東に八十三四里程
隔てて三の戸嶽尺西東南は廿里計ともゆひて八戸嶽に
田又道の南五十里隔てて盛岡の岩鷲山尺西かくのごとく
四方豁然として数百里一望に帰し広遠なる大海と



みゆるばかりし右岩鷲山尺西ありて其他の広平なること岩鷲山
の方なるまでをみるべし又一ノ戸より沼宮内まで一驛の其途中
記に志るす所七里あまり経に者わ其中に人馬通ずるを聞くべきの
継所も所有の中に限りあるのみ全体此辺人民なおし此土地より
至北郡田名部といふ田名部の地は高平石のよし猶其外に田名部
部の地乃北海へ出張して平里計とあるよし見えてゐる
中國西ゑの一ヶ所の地面よりも広く猶其中に有る猿小字
ありと云見すなく人民のおよそ数えへし恵南郡の地は海広く
広く平地も右に云ごとく広莫の土地と云ふ新に開かば
よくの田畑若千百万石とのべし只猶あるの土地を人民にて開くべし

て高岡郡に小拾万石の地と定らるゝ事は云
肥なり只耕作のみなること惜しむべし又南部の地は南方に
一ノ戸三ノ戸五ノ戸七ノ戸八ノ戸九ノ戸部屋地と云て戸の字の付
たる地名一戸ノ郷と結へと侍く結三里或は七八里と隔
て山に掘り川とをゝく要害の地と名くゝ城址とゝん也今は
くゝも戸ノ字の付たる所は皆町俗にて称く住古繁華と侍
一説に本戸なりやと云説も今は無て地名のみ
あるのみ又一説に北の郡と云て又南部の
地は今も六丁或は里と云金物メ布ゝ布の名産多し或
廿五里三十四里拾ひ一説に侍る人別く半小茶ゝ



平なる事なれども住る小家ゝ多くて一ノ
南部の地まても一日に七八十里又八百里と程行可申
ゝ仙台領津軽領も南部に近き地に有て六十或は
里と云六十丁或は大道と里と云ふ地の〳〵小里数と云ふ
小三人大道の小屋ゝ多くて或は〳〵ゝ
風俗ゝ事多し

## 綿木

綿木の古説は南部領と津軽領との境山澤と云所の傍
山あり山の麓ゝ東南の方へ入ること十町ばかり
ゝ絶ふツキと云木の樹木小大木なる事

おりしも四五十年以前にも雷火にて二三本焼失せりとぞ
又南部三ノ戸の西の方の在中に稀なる古石とて巡見
使なども一見の地ありと云伝へたる様の古跡なりとて名高
名所古跡と仙臺領なる上方の地には遠しと津軽南部は
かくし都鄙の國にても畑田辺ハ古人の遊びし事も知れしと
又此所の如きハ極辺の地にも遊びし事外が濱宮城
出羽の如く所々にありて其の名高く津軽迄名高き
其の里此辺本の塚なども計ス東の壺の碑世田の玉川
なども南部の内とも云南部津軽秋田辺ハむかしハ皆夷
人の住処なりしを此国百年計以前ハかく

全く日本の地となりたりしと見へたり

龍鱗

越後国糸魚川の近在黒姫山の麓姫川の岸に水に臨みて
大なる岩あり或時先年姫川大洪水の時なりしが後
猟師彼岩の辺へ行しに何とやらん知らず甚だ光りて滑なる鱗の
ごとき物多く付居たり又岩の角の所に大なる鱗一ツ生
たるものゝ古跡付たる様大さ手の平の如く洪水の時に
押われたる様にて此岩角に残り付たり落ち脂あり
まことに大なる事は姫川ハ洪水の時殊に大浪の
しれハ洪水の時ハいかなるものも押流さるべし彼

擬師主簿と西海の今小西持せりく告洛の縁とて

蜂殊

山うるわら代平らし水まもとる紙殊しいよ方玉ゑへむら
ーーーーり市和ぐ玉合浦の陽ゑしいとけとえそるさ西く
を新くゆえ浪うちさ主の寶とのてい中君子温潤の法
などゑとけちう我ゑうは苦ふ桂ふふえそるさ西とけう
ず神代小曲玉ずいんど今吉家ふう海出をうとえうふ桂ふ
陽寶をふ拾ふもえ次又殊西と考をる山川とる中及び
呉紙後小在ゑう氏彩浮のくの伝ーーハ山をるさあとう
小稀浮というくあり代浮小殊とゆく先ゑ貝あうこ



たさ三四尺ほうもあうん月浮ゑうるゆ夜ハれうーー貝口
を開ふを殊たさ麦の注をあうんとんとく暁の明
星のあうるごく光明赫西くとて水面おきしめくく人
見ゆをづく時ハ急ちに成屋く水底ふ沉こ或ハ見開さ
明ごう水とを考と射ゑごくふ考ゑ貝あうふ考ゑ及び行明
尺ゑうもこたさ同ーー社なとハ品をゆ奥とゆるあうく尺
ゑうのあまごゑ苦ゑうあ貝ふうく清ふ考ゑあうとのな
明ぐくゑうきく取事明ーー文あすゑ社をく尺ゑるなしし
ハ行貝といゑうとゑるゑうゑ唐玉拓ゑうくゆふの海殊
ゑくゆ法ゑたのく

け袋浮とい[illegible]袋はかくなる尤大なる浮にて竟り六七里
ふ繋りて江州の湖水と[illegible]ぶ[illegible]ま[illegible]謙食浮白蓮浮
[illegible]屋形浮などいひて袋はかくなる浮にて[illegible]
[illegible]ものく出越後ハ庭主の江南の花ふかく[illegible]
[illegible]て[illegible]と[illegible]ぶ[illegible]
其中ハ大河の流[illegible]土地[illegible]平地なる土地[illegible]
[illegible]の[illegible]川の流[illegible]
[illegible]の西方へ[illegible]入り[illegible]浮[illegible]
[illegible]ハ仁方[illegible]ハ[illegible]三里四方或ハ[illegible]
六里四方[illegible]花の[illegible]ハ地狭く[illegible]
土地[illegible]あきハ川[illegible]て[illegible]入の[illegible]

[illegible]袋浮[illegible]
く湖と[illegible]者則袋の浮と同[illegible]
湖の[illegible]方の[illegible]地面ハ[illegible]
小黄河小湖の[illegible]日[illegible]
[illegible]袋の浮[illegible]
[illegible]

養軒の詩

飛騨川の波浪尾國の雪羽州の鬼津駅の銭湯[illegible]千
辛万苦[illegible]
[illegible]

雑紙のうちにありし奥州の紀行なく或夜めぐりのにしや
打ならくと書ちらして見もらくべき端もあらねバからの谷
川て流浪のあとを見聞しぬ夢のうちにて旅にふしては雨の
音にあかす乃途さへおんじもしく眠られぬ夜ハ雨ふりさ
しめひて桐の葉とめしハ去年の秋なりしに今年是を
一とせなくくらしや只百余里を隔たる旅中の夜には
里ハ六七百里の余もある行程を隔てに夕もなかれぞ思ひをから
奴年老たる父といませり今程ハいかに居ませかハんとおもふの事
思ひやれバ志ありて外の夜寒のうちにいひ出ハ高郷も幸
是程にて此程の床ついに見ることも捨る久しひ比の兒何

辛苦して危き事ある便りに今ハ冬の末に京へと上り又去許の老
父ことも逢ことの嬉しき様にぞさく社に聞ぞ楽しんで抑弱
くさきうら深き居ける故の時節も頼んで志を心にもしハ旅
悲しみせし

相携千里遠京畿　旅館夜深燈影微
窓外杜鵑聲切々　請君細聽不如歸

旅ゆくは客のこころ文字の色も見しく旅の道ハ、なしもまじ
もきこれども実境にありて実情を述るに今も是を吟
して哀しく帳然として覚える帰心もいとど事となる
奴初家政をわんにする時門生等皆従ん請ふ詩を書る君

其ことろ小さく小わらべし小絶倫小乃ゆく道一大陽小恐
しいきく小湯多べし却為百千里の行程をもいん弱き者
足弱き者を庵の先詰あり〳〵辛苦といふの者あり〳〵
大酒する者にして狂乱なるものあり〳〵父母愛ゆる者の
〳〵甚至孝〳〵ふる者にして先祖の事〳〵ふる先い異て
へさ者ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵の時は城中より来り居て文形
ふの〳〵ふる所是〳〵ゆゑ〳〵日向より来り居り〳〵と異と
是世界小金ゆゑ〳〵世〳〵肥後の球磨〳〵ゆゑ〳〵
〳〵ふる井伝法寺の家小儒学僧りの為小来り居りは
六十日ゆゑ同居をゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵余ら



書井と達〳〵ふる時義物後ひまりゆゑ〳〵ゆゑ〳〵又
日向ゆゑあり〳〵いゆゑ〳〵漫遊の者〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
邪小いゆゑ〳〵他邦小物ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
小従ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
三度養物日向小向て出奉ゆゑ〳〵父母ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
〳〵ゆゑ〳〵父玄誠君ゆゑ〳〵汝〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
ゆゑ〳〵物者の功と接ん〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
の者〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵

[illegible]のいとゆのむ[illegible]事い[illegible]
のちぐさ[illegible]ときよりとゝひ[illegible]
もくとつくみをきゝのうとゝ[illegible]
の年小[illegible]再び[illegible]のいゝ[illegible]
金[illegible]ひしくゝ[illegible]今[illegible]
河の[illegible]感し[illegible]
くけへ[illegible]奥を[illegible]
[illegible]の[illegible]
小七十[illegible]
[illegible]の[illegible]

人の[illegible]
しゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]軒の[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan